

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

広島中央環境衛生組合監査委員	重	河	格
同	玉	川	雅彦
同	水	橋	直行

定例監査結果報告書

第1 監査の基準

この定例監査は広島中央環境衛生組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

第3 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
総務課 施設3課	総務課の委託料、 施設3課の需用費（修繕料）、委 託料、及び工事請負費	令和4年度 (令和5年5月末現在)

第4 監査の実施期間

令和5年6月9日から令和5年8月29日まで

第5 監査の着眼点、評価項目及び実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【総務課】

1 契約事務

- (1) 契約手続きにおいて、関係規則の規定と異なる手続きが行われていた。定例的な契約であっても、都度、関係規則等の内容をよく確認し、適正な事務処理となるよう見直しをされたい。
- (2) プロポーザルにより契約の候補者を選定した後、契約の相手方を決定する手続きにおいて、「執行の決定」が行われないうまま、予定価格を決定していた。事務処理手順を丁寧に確認しながら事務を進められたい。
- (3) 業務の実施及び見積徴取起案において、職務権限規程の確認の誤りによる、合議の漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。

【施設 3 課】

1 契約事務

- (1) 仕様書の表記と実際の提出物や確認書類が異なるもの、不要な記載があった。仕様書は契約の内容を示す重要なものとなる。作成の際には内容を丁寧に確認されたい。
- (2) 契約の執行及び見積徴取起案において、合議の漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。
- (3) 受注者より提出された委託業務の業務完了届に、日付等に誤りがあった。報告書は履行を確認する書類であるので、記載内容について不備等がないか確認するようにされたい。
- (4) 起案中の説明等の誤りがあった。起案は意思決定を具現化するための案文を作成するものであり、決裁によってその内容が決定されてしまう。記載の内容については、起案作成、回議、及び施行の間に十分精査されるよう努めていただきたい。

第 7 監査意見

契約事務において、その手続き、及び合議において、事務処理の確認漏れが見受けられた。業務遂行上のチェック体制が十分でないことに起因するものと思われる。

また、仕様書の正確性が疑われる箇所が見受けられた。契約書類の正確性は、発注者と受注者の間の信用に関わることであり、契約に基づく正確な業務の遂行は、住民からの信頼にも関わる。

担当者は、定例的な契約においても、都度、関係法令及び例規等の趣旨を確認するとともに、該当の業務内容の理解を深め、正確な手続き及び関係書類の作成に努めていただきたい。また、担当者のみならず、決裁・合議に関係する全職員が内容をよく精査し、組合全体で適正な事務処理に努められたい。